

# 令和8年度 岡山後楽園「夏の幻想庭園」協働事業 募集要領

## 1 趣旨

岡山後楽園（以下「後楽園」という。）は、江戸時代を代表する大名庭園で、水戸の偕楽園、金沢の兼六園と共に日本三名園のひとつに数えられ、後世に伝える歴史的文化遺産として、文化財保護法による特別名勝に指定されています。

後楽園魅力向上委員会（有識者等で構成）では、平成12（2000）年からライトアップされた園内の散策を楽しむことができる夜間特別開園「幻想庭園」を開催していますが、岡山県を代表する観光施設であり、県民の憩いの場でもある都市公園の更なる魅力アップを図るため、「夏の幻想庭園」開催期間中に、後楽園ならではの空間で景観と調和する協働事業を募集するものです。

なお、本事業は、令和8年度に実施するものであることから、岡山県議会における令和8年度当初予算において、関係予算が成立することが条件となります。

## 2 募集事業

### （1）公演（会場：能舞台、栄唱の間）【採択数：3事業程度】

能・狂言、神楽、邦楽等の伝統芸能のほか、後楽園の本質的価値を踏まえ、その魅力発信に繋がると考えられる芸能（洋楽、演劇等）

### （2）ワークショップ等（会場：鶴鳴館、鶴鳴館本館）【採択数：7事業程度】

和の伝統文化が楽しめるワークショップのほか、花と緑、歴史、子育て等をテーマとしたワークショップや、飲食・観光・企業活動等に係る情報発信を目的とした催事  
＜例＞

- ・特産品を使った缶バッジ等の工作物をつくるワークショップ
- ・郷土史などの学術セミナー
- ・絵本読み聞かせなど子育てを応援するセミナー、ワークショップ
- ・県内外の観光客を対象としたPRイベント（市町村、県民局など）
- ・地酒などの試飲・販売イベント
- ・新商品の試食など企業PR活動 等

## 3 募集事業の実施期間等

### （1）実施期間

令和8年8月1日（土）～23日（日）のうち、1日単位とします。

準備や片付けを含め、9:00～20:30（最終退館 21:30）

- ・18:00～20:00は必ず実施時間に含めることが条件となります。

- ・実施日程は、希望日を勘案・調整の上、決定します。

なお、採択事業数により、2日以上の実施も可能となる場合があります。

## (2) 応募制限

- ・来園者が観覧又は参加できる催事とします。
- ・応募できるのは1企業・団体等（以下「団体等」という。個人は対象外とする。）当たり1事業です。
- ・団体等の内部研修会や会員向け講習会など参加者が制限されるもの（事前予約制は除く。）は対象外となります。

## (3) 経費・料金

- ・提案事業の実施に要する経費支援はありません。
- ・公演、ワークショップ等に係る参加費や鑑賞料（以下「参加費等」という。）は来園者から徴収できるものとします。
- ・魅力向上委員会の「主催事業」とし、亭舎使用料は免除します。

## (4) 後楽園魅力向上委員会の役割

- ・1団体等に1日当たり入園招待券（500円相当）を40枚交付します。  
ただし、利益が見込まれる参加費等を設定される場合は交付しません。
- ・後楽園魅力向上委員会が発行する広報チラシへの掲載等

## (5) その他

- ・今回の採択結果は、次回選考について優先要件にはなりません。
- ・後楽園の本質的価値の維持・継承に努めながら亭舎の活用を図るため、別紙「園内施設ご利用の手引き（抜粋）」の注意事項を守ることが条件となります。

## 4 募集期間

令和8年2月3日（火）～令和8年3月31日（火） 17時必着

## 5 応募資格

岡山県内に事務所又は活動拠点を有する団体等で、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 3人以上の会員等で活動していること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 1年以上継続して活動しており、直近1か年の活動報告書及び収支計算書が提出できること。
- (5) 提案事業を最後まで適正に実施でき、実績報告書が提出できること。
- (6) 暴力団又はその構成員等の統制下にある団体等ではないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体等ではないこと。

## 6 提出書類

- (1) 事業提案書（様式1）
- (2) 事業収支予算書（様式2）
- (3) 団体等の概要書（様式3）

## 《以下、様式は任意》

- (4) 団体等の定款、規約、会則等
- (5) 役員、会員名簿
- (6) 前年度活動報告書
- (7) 前年度収支計算書

※締切までに全ての書類の提出がない場合は、審査対象外となります。

※その他参考資料として、団体等のパンフレット等を提出される場合は10部ご提出ください。

## 7 応募手続

募集期間内に、上記6の書類を郵送又はEメールで提出してください。

提出書類の様式は岡山県後楽園事務所のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1018242.html>

### ○提出先

〒703-8257 岡山市北区後楽園5-1

岡山県後楽園事務所 後楽園魅力向上委員会事務局

TEL: 086-272-1166 FAX: 086-272-1147

E-mail: korakuen@pref.okayama.lg.jp

## 8 審査・選考及び決定

- (1) 審査・選考については、幻想庭園協働事業企画提案選定委員会（有識者、行政等）が採択の可否を決定します。
- (2) 一次審査は、後楽園魅力向上委員会事務局において、提出された事業提案書等を書面審査の方法により審査します。なお、事業提案書等提出後、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- (3) 一次審査を通過した提案事業については、プレゼンテーション方式による二次審査を行います。なお、当日、参加できない場合は、審査の対象外となります。
- (5) 提案事業については次の視点により審査を行います。
  - ① 集客力（ターゲット、訴求力、魅力度 等）
  - ② 後楽園との親和性（景観との調和、歴史・文化との融合 等）
  - ③ 実現性（経営状況、実施体制、取組意欲、活動実績 等）

## 9 スケジュール（予定）

- (1) 提案募集（令和8年2月3日～令和8年3月31日）
- (2) 審査・採択事業決定
  - ① 第1次審査〔書類審査〕（令和8年4月）
  - ② 第2次審査〔プレゼンテーション審査〕・採択事業決定（令和8年4月）
- (3) 後楽園魅力向上委員会事務局との協議、事業化の決定
- (4) 事業実施（令和8年8月）
- (5) 事業終了・実績報告書提出（令和8年9月末まで）